

パブリック・コメント手続きを実施しない理由について

「次世代育成支援行動計画・子ども・子育て支援事業計画」においては、幼児期の教育・保育の量の見込みや提供体制の確保方策等を定めて、この教育・保育の量の平成28年4月1日時点での実績値が計画と10%以上のかい離がある場合には、計画期間の中間年（29年度）を目安に計画を見直すよう、国から示されておりますが、本町では、10%以上のかい離が生じていたため、今後2カ年（30～31年度）の計画の見直しを行ったものであります。

計画の見直し内容については、教育・保育施設等に係る教育・保育の必要量・確保量の見込み（73ページ）となっており、計画の中の基本的な方針にかかる部分ではなく、限られた範囲の数値の修正に留まるものであるため、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号に規定する「軽微なもの」に該当することから、パブリック・コメント手続きを実施しないものです。